

第88回（平成31年2月8日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員、大滝委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第88回個人情報保護委員会を開催いたします。

議題1いわゆる3年ごと見直し（事業者における取組を促す仕組みの在り方関係）について、説明をお願いいたします。

○高木企画官 個人情報をめぐる国内外の動向といたしまして、事業者における取組を促す仕組みの在り方関係につきまして、資料1に基づき、説明申し上げます。

事業者における取組を促す仕組みの在り方につきまして、1つ目は、認定個人情報保護団体の取組、2つ目といたしまして、事業者の自主的取組の状況を説明申し上げます。

まず、1ページ目は、認定個人情報保護団体についてです。

認定個人情報保護団体は、業界・事業分野ごとの民間による個人情報保護の推進を図るために、当委員会の認定を受けた法人でございます。個人情報保護法で定められた業務を行うほか、業界の特性に応じた自主的なルールである個人情報保護指針を作成し、その指針に基づいて対象事業者を指導していくことが求められています。

現在、計44団体が認定業務を行っておりますが、その概要は、2ページ目の表にお示ししているとおりでございます。対象事業者数にばらつきがあるほか、個人情報保護指針において、匿名加工情報に関する規定を盛り込んでいる団体が22団体ほどございます。

3ページ目は、当委員会が昨年度実施した、「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査」において行ったアンケートでございますけれども、この結果によりますと、左の図のとおり、認定個人情報保護団体への加入状況は、事業者規模による差が大きく、中小規模事業者で「加入している」と回答した事業者は6.3%にとどまっております。また、右側の図にございますけれども、認定個人情報保護団体が存在しない業種、例えば、製造業でありますとか、その他サービス業では、比較的加入率が低い結果となっております。

4ページ目に、認定個人情報保護団体に期待する役割について記載してございますが、「指針の策定による業界内のルール作り」、「指針の策定や研修の実施などを通じた情報提供」が、期待として大きいことが分かります。

5～6ページ目に、参考までに掲載してございますが、昨年度における認定個人情報保護団体ごとの活動内容の実績件数を示してございます。

7ページ目では、認定個人情報保護団体における個人情報保護指針の上乗せ規定の状況をお示ししてございます。

自主ルールといたしましては、匿名加工情報に関する規定を盛り込む団体が多くございますけれども、団体によっては、データ保護オフィサー、DPOの設置義務等の規定を盛り込んでいる団体もございます。ここでは、参考例といたしまして、日本データ通信協会と日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の指針の例をお示ししてござ

います。

以上が、認定個人情報保護団体関連の状況の報告でございます。

続きまして、8ページ目以降で、事業者の自主的取組の状況につきまして説明を申し上げます。

8ページ目では、総論として5つほどまとめてございます。

1点目といたしまして、事業者単位では、プライバシーマークやAPEC・CBPRの認証取得、それから、プライバシーマークの審査基準の根拠となっている「JIS Q 15001」個人情報保護マネジメントシステムへの適合などにより必要な体制が整備されてございます。

2点目といたしまして、データ管理体制・能力の整備・向上の観点から、「JIS Q 15001」では、個人情報保護管理者等の責任及び権限を規定し、海外では、OECDガイドラインやEUのGDPRにおいてデータ保護管理者を規定してございます。

3点目といたしまして、国際標準につきましては、プライバシーフレームワークに関する規格でありますとか、情報セキュリティマネジメントシステム、ISMSに関する規格などがございまして、事業者の取組に対して信頼を付与するものとして活用されてございます。

4点目といたしまして、事業者の自主的取組を推奨する仕組みとしまして、「情報信託機能の認定に係る指針」でありますとか「行動ターゲティング広告ガイドライン」等がございまして。

5点目といたしまして、プライバシー影響評価、PIAの考え方を取り入れた制度といたしまして、番号法に基づく特定個人情報保護評価や、生産性向上特別措置法における革新的データ産業活用計画の協議がございまして。

これらに関する各論につきまして、9ページ以降で御説明させていただきます。

まず、9ページは、事業者単位での認証取得の例です。

1つはAPEC・CBPRシステム、2つ目としてプライバシーマーク制度、3つ目としてEUのGDPRにおける認証の概要を記載してございます。

APEC・CBPRシステムにつきましては、我が国の認証団体として、日本情報経済社会推進協会、JIPDECが認定されておまして、CBPRの認証事業者は、本年1月末時点で3社ございます。

プライバシーマーク制度につきましては、「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価し、その旨を示すマークを付与するものとなっております。1998年からJIPDECが運営してございまして、本年1月末時点での付与事業者数は16,119社となっております。

EUのGDPRにおいては、データ保護認証方法、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励しなければならないという規定がございまして。

10ページ目では、データ管理の責任体制等に関する規定の例をお示ししております。

EU GDPR、OECDプライバシーガイドライン、「JIS Q 15001」においては、データ保護オフィサー、いわゆるDPOや、データ管理者、それから、個人情報保護管理者、個人情報保護監査責任者について、明確な規定を置いてございます。

また、管理者についての具体的な規定はございませんけれども、個人情報保護法のガイドライン、それからAPEC・CBPRの審査等においても、事業者が必要な措置や監督を行うことが求められてございます。

11ページ目では、プライバシーマーク取得事業者、ISMS認証事業者の事業規模別の分類をお示ししてございます。後者のISMS認証事業者につきましても、アンケートベースの集計となっております。内訳を見ますと、小規模事業者も一定程度取得していること、7割以上が中小規模事業者であることがお分かりいただけるかと思えます。

12ページには、事業者における自主的取組を推奨する仕組みの例といたしまして、「情報信託機能の認定に係る指針」や、「行動ターゲティング広告ガイドライン」の概要をお示ししてございます。情報信託機能の認定基準においては、プライバシーマークでありますとか、ISMS認証の取得が条件とされていることが挙げられています。

13ページは参考となりますけれども、事業者の取組を推奨する手法の例として、他分野における認証や民間資格の例を記載してございます。

厚生労働省が認定する「くるみん認定」等、認証マークを活用して推奨しているものがあるほか、民間の資格として、一般財団法人が運営する「個人情報保護士」などがございます。

最後の14ページ目も御参考となりますが、プライバシー影響評価、PIAの考え方を取り入れた制度についてでございます。

1つ目は、番号法に基づく「特定個人情報保護評価」でございます。対象人数、取扱者数、重大事故の発生の有無等により、実施すべき保護評価の種類を判断し、必要な項目について評価が実施されてございます。

2つ目は、生産性向上特別措置法における「革新的データ産業活用計画」の当委員会への協議です。主務大臣による同計画の認定に際し、取り扱われるデータに個人情報が含まれている場合には、当委員会が協議を受けることになってございます。

協議に当たりましては、事業者が使う個人データの内容でありますとか、その取得方法等につきましても、個人情報保護法に照らして、適切なものとなるよう評価が行われてございます。

いずれにいたしましても、自ら情報漏えい等のリスクを評価して、その対策を講じる趣旨を踏まえた制度内容となっております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。  
○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 説明ありがとうございました。

個人情報保護についての事業者の取組を促す仕組みのあり方という観点からいえば、今の御説明にもあったような、認定個人情報保護団体制度がベースになるのだろうと思います。

この制度は、事業者の自主的な取組の推進を目指してもらうための、他国には例のない我が国独自の制度でありますし、まずは、この認定団体を通じた取組が有効であると承知しております。

ただ、中でも中小規模事業者は、加入率が低いことのほか、今の説明にもあったようないろいろな課題もあります。それを踏まえれば、これからは事業者及びその分野の特性に応じた自主的な取組がますます重要になることは明らかなわけですから、その点を踏まえてしっかり議論をしていかなければならないと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 今、丹野委員からもありましたけれども、自主的な取組についてですが、デジタル広告ですとか、あるいは情報銀行といった、個人情報を利活用する新しい分野というのは、個人情報の問題がかなり起こりやすいのではないかと思うのです。

そういった企業では、自主的なルール作りとか、あるいはそれを運用するといった取組が望ましいと思いますので、そういった取組が促進されるような議論をこれからしていきたいと思っております。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。では、藤原委員、よろしくお願いします。

○藤原委員 2～3点ほど申し上げます。本日の御議論は、大変重要なことだと思います。

民間の自主的な取組に関してですけれども、本日の御議論の中で、データ管理責任者を設置するでありますとか、PIAを導入するという取組も重要であろうかと思えます。

企業の自主的な取組に関しましては、法律制定時は、認定個人情報保護団体というものは、我が国の既存の業界を中心とした仕組みを大いに利用することを想定していました。それは縦の制度であり、横串で刺すものとして、認証制度などを考えるという制度設計であったと思います。

1点目は、企業の自主的な取組を推奨する仕組みですけれども、現在、成功していると思われる認証等の制度や手法を参考としつつ、国民・消費者に分かりやすい推奨制度というものを多角的に検討するための議論をここでも深めていったらどうかと思えます。

その際には、留意点として、1つ目は、個人情報保護がオールジャパンの制度であるということを踏まえて、大規模事業者ばかりではなく、中小の事業者にも目配りをするこ

が必要だと思えます。同一の制度の中に入れるか、区別するかはともかくとして、目配りが必要だと思えます。2つ目が、事業者にとって、制度の重複による負担感を与えないことも大変必要だろうと思えます。

2点目としては、EUも我が国独自の認証システム等には大変御関心を持っていることも、念のために申し添えておきたいと思えます。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ただいま、3名の委員から示唆に富んだ御意見を頂いたかと思えます。

ベースのデータは、今回調査いただいた国内外の動向でそろったと思えますけれども、我が国における望ましい制度の在り方はどうあるべきかという観点で、影響や実効性を踏まえつつ、事務局において検討を深めてほしいと思えます。

では、ほかに御意見がないようでしたら、特に修正の御意見はないようですので、資料について原案のとおり公表したいと思えます。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

では、本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱いたいと思えます。

では、本日の会議は閉会といたします。

事務局から今後の予定を御説明願います。

○的井総務課長 次回の委員会は、2月19日火曜日の10時から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。